

(案)

平成28年度 狭山市特定教育・保育施設等指導監査実施方針

(目的)

子ども・子育て支援法及び関連する法律に基づき、児童の安全と就学前における質の高い教育・保育が提供される施設等の運営を担保するため、関連法令や基準等に沿った適正な運営が図られるよう、以下の基本指針及び重点事項に基づき、指導・助言を行うことを目的とする。

(基本方針)

1 重点事項の設定

施設等の経緯や実績、運営状況等を踏まえ、画一的、平板的な指導監査とならないよう重点事項を定め、効率的に必要な指導及び助言を行う。

2 意見・要望の聴取

子ども・子育て支援制度開始から2年目であることから、施設等の現状把握を行うとともに、施設等からの意見、要望等の聴取に努め、相談等についても積極的な対応を心掛ける。

(重点事項)

1 事故防止対策

子どもの生命の保持と安全確保は、施設の設置者等の責務であり、事故対応のみならず、事故発生防止に努めるよう指導する。

【具体的な指導内容】

- ①事故防止における計画が策定され、職員に周知されているか。
- ②事故発生による経過を記録しているか。
- ③再発防止策の検討と再発防止策が職員に周知されているか。
- ④「ヒヤリハット」が記録され、職員に周知されているか。

2 防災体制の充実・強化

乳幼児は、災害発生時に自力での安全確保や避難が困難であることから、施設の防災安全対策の強化に努めるよう指導する。

【具体的な指導内容】

- ①災害時における計画が策定され、職員等に周知されているか。
- ②落下物、転倒物対策は適切に実施されているか。
- ③定期的に防災訓練が実施されているか。
- ④近隣住民・施設、消防機関等との連絡協力体制は確保されているか。

3 感染症・食中毒等の予防対策

体力の弱い乳幼児が集団生活していることを十分認識の上、インフルエンザ、ノロウィルスやレジオネラ属菌による感染症、食中毒等に対する適切な予防対策を図るよう指導する。

【具体的な指導内容】

- ①利用乳幼児、職員の健康管理を徹底するなど発生防止のための措置を講じているか。
- ②感染症等の発生又はそれが疑われる状況が生じた時は、速やかに連絡するなど発生時の連絡体制の整備及び連絡を適正に行っているか
- ③まん延防止のため、施設内の消毒や職員が有症者のおう吐物等を処理する際の衛生管理を徹底しているか。
- ④食品の保管設備・温度管理は適切か。

4 保育サービスの質の向上

質の高い保育を提供するため、提供する保育の質の評価を行い、常にその改善を図るよう指導する。また、利用保護者等からの苦情解決については、制度の重要性を再認識させ、苦情解決の仕組みに関する体制を整備し、サービスの向上に努めるよう指導する。

また、利用乳幼児に対する虐待等の人権侵害は、看過できない重大な問題であるため、常に職員の注意を喚起するよう指導する。

【具体的な指導内容】

- ①利用保護者に対し、利用に当たって文書を交付して説明を行い、同意を得ているか。
- ②保育の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。
- ③苦情対応窓口の設置など体制の整備をしているか。
- ④苦情内容等の記録を行っているか。
- ⑤虐待防止、人権尊重のための研修等対策を図っているか。

5 職員の確保、定着化及び資質向上のための取組

施設・事業等の安定経営、利用乳幼児への処遇向上のためには、質の高い職員の確保及び定着は必要不可欠である。そのためには、労働基準法等の労働関係各法の遵守は最低限不可欠な要素となるため、確認を行い指導する。また、職員の配置基準についても、必要な職員が確保されているか関係書類及び実地により確認する。

なお、これらの遵守すべき内容に改善が見られない時は、必要に応じて所轄庁への情報提供を実施する。

また、職員の資質向上対策としての計画的な研修会への参加、内部研修会の実施等について指導する。

【具体的な指導内容】

- ①人員基準を満たす職員配置を行っているか。
- ②有資格者による保育の提供が行われているか。
- ③労働関係書類（雇用契約書、労働者台帳、賃金台帳、出勤簿）を整備しているか。
- ④職員の資質向上のため、研修の機会を確保しているか。

6 設備運営基準の遵守

利用乳幼児の処遇の基盤である施設等の設備運営基準の遵守は重要である。施設設備の基準の確認については、図面、実地により確認し、遵守されていない施設等については改善を確認する。

さらに、内部規定等必要な書類が整備されているかを確認する。

【具体的な指導内容】

- ①ほふく室、保育室、屋外遊戯室等利用人数に応じた面積要件を満たしているか。
- ②運営規程、重要事項説明書、保育の提供記録など必要な書類を整備しているか。

7 特定教育・保育施設給付、特定地域型保育給付等の算定及び取り扱い

特定教育保育施設給付、特定地域型保育給付費等の算定に関し、適正な請求が行われるよう指導を行う。

【具体的な指導内容】

- ①受給資格等の確認が支給認定証によって確認されているか。
- ②給付費の算定に係る書類が保管され、適正に請求されているかどうかを確認する。
- ③加算を請求している場合は、その裏付けとなる記録、資料が保管され、適正な請求が行われているかを確認する。

8 利用者負担等その他の費用（以下「利用料等」という。）の受領

施設等の利用料等の受領については、設備及び運営に関する基準等でその取扱いが定められているが、あいまいな名目による受領が行われると、制度に関する信頼を失うこととなるので、適切な利用料等の受領が行われるよう指導する。

【具体的な指導内容】

- ①対象となる便宜またはその額は、運営規程に定められ、重要事項として見やすい場所に掲示されているか。
- ②受領する際は、対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われているか。
- ③受領について、使途及び額並びに理由について記載した書面にて保護者に説明を行い、文書による同意を得ているか。
- ④受領の際、領収書を保護者に交付しているか。

(認可外保育施設等に対する指導監査)

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年3月29日付雇
児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)(別紙)認可外保育施設指
導監督の指針に基づくものの他、この基本方針に準じて実施するものとする。